

令和6年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年2月20日(火) 午前9時00分～9時34分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

1番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	10件	田 畑	14,875 2,299	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	1,169	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	23件	田 畑	37,237 6,438	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	1件	田 畑	190	m ² m ²
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	5,499	m ² m ²

令和6年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より2月の定例会を開催いたします。

本日もご審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案まで 合計36件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 3番 吉田 委員さんと 4番 原 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、5番 山下 委員さん、7番 木下 委員さんと私で、2月19日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 192 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 10,081.95 m²

取得後の営農計画としては、野菜で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は50年、年間農作業従事日数は250日であり、通作距離についても徒歩5分と通作可能と判断できます。

2番、・・・、面積 119 m²外1筆の合計145 m²【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 177 m²

取得後の営農計画としては、野菜で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴として、家庭菜園として50年ほど、年間従事日数は160日であり、通作距離についても徒歩5分圏内ということもあり通作可能と判

断できます。

3番、・・・、面積 1,464 m² 外7筆 合計 7,015 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 468 m²

取得後の営農計画としては、稲作及び野菜で親戚等での自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は6年、年間従事日数は300日であり、通作距離についても自動車で3分から15分ということもあり通作可能と判断いたします。また、農機具においても、譲渡人の被相続人が所有していたものを譲り受けているため耕作可能と判断できます。

4番、・・・、面積 991 m² 外1筆 合計 2,455 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 11,942 m²

取得後の営農計画としては、野菜で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は13年、年間従事日数は300日であり、通作距離についても自動車で3分ということもあり通作可能と判断できます。

5番、・・・、面積 1,323 m² 外5筆 合計 3,903 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 210,291.47 m²

取得後の営農計画としては、野菜で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

通作距離は自動車で5分ほどになります。譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たした農業法人であり、農機具、労働力においても耕作可能と判断できます。

6番、・・・、面積 467 m² 外1筆 合計 1,511 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 23,340 m²

取得後の営農計画としては、果樹及び稲作で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は40年、年間従事日数は300日であり、通作距離についても自動車で3分ということもあり通作可能と判断できます。

7番、・・・、面積 63 m² 外2筆 合計 723 m²【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 新規に農地を取得することから、0 m²

取得後の営農計画としては、果樹及び野菜で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は 22 年、年間従事日数は 160 日であり、通作距離についても徒歩で 1 分ということもあり通作可能と判断できます。

8 番、・・・、面積 131 m² 外 3 筆 合計 201 m² 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 2,358 m²

取得後の営農計画としては、野菜で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は 30 年、年間従事日数は 160 日であり、通作距離についても自動車で 3 分ということもあり通作可能と判断できます。

9 番、・・・、面積 479 m² 【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 21,075.98 m²で

取得後の営農計画としては、野菜で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は 30 年、年間従事日数は 250 日であり、通作距離についても徒歩で 2 分ということもあり通作可能と判断できるため、許可相当と考えます。

10 番、・・・、面積 550 m² 【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 新規に農地を取得するため 0 m²

取得後の営農計画としては、野菜で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農作業歴は 1 年、年間従事日数は 180 日であり、通作距離についても徒歩で 1 分ということもあり通作可能と判断できるため、許可相当と考えます。

以上のことから本日の案件 10 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離から耕作可能と判断できること、農地所有適格法人による農地の取得であること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」10 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

事前の資料から現地調査もしているので特に問題ないと思います。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」10件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、5番 山下 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 522 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し車庫

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、高速道路出入口付近での貸し車庫の問い合わせを受けておりました。そこで、周辺で用地を探していたところ、申請地および隣の宅地を処分しようと考えていた所有者との間で合意となり、申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま山下 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番につきましては、先ほどの山下 委員さんのご説明どおりです。

少し補足説明をいたします。

申請地は、市道に面しており高速道路出入口付近の立地です。転用事業者は、同様の施設を坂出インターチェンジ付近で数か所保有しておりますが満車状態であり、インターの近くでは今後も利用が見込めると判断して、転用申請に至っております。

車庫は1区画当たり約20 m²の巻取りシャッター付き連結タイプが25棟で倉庫としての使用も可能です。

排水計画は、汚水の発生はありません。境界線にコンクリート擁壁を新たに設置し、雨水について最終柵を経て東側水路に排水します。

事業計画の合計面積について、登記簿では合計895.86 m²ですが実測したところ1,095 m²であり1,000 m²を超えていましたので、開発許可の協議も進め

ております。

続いて2番についてご説明をいたします。

2番、・・・、面積 647 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 野球練習施設

申請理由 申請人は、スポーツ少年団や中学硬式野球の指導者として長年野球に携わっています。個別指導の要望を受けることもあり、自宅庭での対応をしてきましたが、スペースの限界がありましたので、練習場を確保しようと計画しました。

申請地は、実家の隣りであり父が所有する土地で合意が得られたこと、自宅からは車で約10分の距離で利便性もよく、比較検討をしたうえで実現可能と判断し申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 花崗土での造成を行い、打撃練習ゲージは防球ネットで四方を取り囲み、投手と本塁間の距離を確保、必要なピッチングマシンは既に保有しています。

守備練習用スペースは、塁間距離に余裕を持たせた長さ31mで幅は確保可能な6mを計画しています。

また、保護者送迎用の駐車スペースも確保します。

排水計画は、汚水の発生はありません。雨水は既に敷地内の隅に設置されている排水路より北側水路に排水します。新たな擁壁の設置はありません。

野球の指導に当たっては、一人一人に目を向けられるよう少人数での指導とし、1回あたり5人以内の予定です。現在も週に2・3回の技術指導を行っています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」23件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が14件、更新が6件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が18件となっております。

以上、農用地利用集積計画書23件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 190㎡【議案読み上げ】

転用目的 分譲住宅から建築条件付売買予定地への変更および工期延長です。

申請理由 令和2年5月18日に分譲住宅の許可を受けて造成は完了しておりましたが、3年間の工期期間内に販売が完了しませんでした。

そのための工期延長および転用目的の変更です。

延長の期間は、前回の許可期間からの2年間となりますので、令和7年5月17日までです。なお、本来であれば許可を受けている期間中に申請をすべきところですが、手続きをしておらず始末書の提出があります。

造成は完了しており、新たな擁壁等の造成はありません。

汚水は、合併処理浄化槽を設置して北側の水路に放流します。

雨水は、溜桝を設置して北側の水路に放流します。

なお、分譲住宅と建築条件付売買予定地との違いですが、分譲住宅は土地と建物を一体的に売却する農地転用に対して、建築条件付売買予定地は、土地の購入者が決まった後に建築確認を受ければ建物が完成していない段階での土地の引き渡しが行われる農地転用です。ただし、建物が建築されるま

でが転用事業ということに変わりありません。

メリットとしては、購入者が選択できる建築業者の幅が広がり、購入者の希望する設計が可能になる等が考えられます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 888 m²【議案読み上げ】

解約理由 経営縮小

備考 利用権 使用貸借権の解消

解約後は周辺の農家の方に貸付予定です。

2番、・・・、面積 955 m²【議案読み上げ】

解約理由 耕作者の変更

備考 農地法第3条 賃借権の解消

解約後は農事組合法人に貸付予定です。

3番、・・・、面積 1,323 m² 外2筆 合計 3,796 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案5番関連

4番、・・・、面積 1,464 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第1号議案4番関連

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 2月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時34分終了